

伊勢市議会規則第 号

伊勢市議会傍聴規則の一部を改正する規則

伊勢市議会傍聴規則（平成17年伊勢市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（傍聴の手続）

第3条 一般席で傍聴しようとする者は、会議当日所定の場所で市議会本会議傍聴券（以下「傍聴券」という。）の交付を受けなければならない。

2 前項に規定する手続は、先着順に行うものとする。ただし、第4条の定員を超える傍聴人がある場合は、議長はその手続を中止することができる。

3 傍聴人は、第1項に規定する手続を行った日に限り、傍聴することができる。

4 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

5 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。

第4条を削り、第5条を第4条とし、次のように改める。

（傍聴人の定員）

第4条 傍聴人の定員は、一般席31人（うち車椅子席2人）とする。ただし、議長が必要と認めるときは、定員を変更することができる。

第6条を第5条とする。

第7条を第6条とし、第2項を削る。

第8条を第7条とし、次のように改める。

（傍聴人の守るべき事項）

第7条 傍聴人は、傍聴席に在るときは、次の事項を守らなければならない

い。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話、スマートフォン、タブレット端末等による通話（着信音を発することを含む。）をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

第9条を削り、第10条から第12条までを2条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成 年 月 日から施行する。

(説 明)

これは、地方自治法第130条第3項の規定に基づき、伊勢市市議会本会議の傍聴に必要な事項を定め、もって傍聴人の便宜を図り市民の傍聴を推進するとともに、議会の公開を推進するため、規則を改正しようとするものである。